

渋谷区の公衆トイレ

横浜の会社命名権

1カ所で契約 3年で30万円

公衆トイレの命名権の買い手を公募していた東京都渋谷区は、トイレ維持管理会社のアメニティ(横浜市、山戸里志社長)と一カ所について契約した。四月から三年間の契約で、命名権料は三十万円。同社がトイレの改修費用を負担するほか、維持管理にも協力する。命名権を売り出した十四カ所のうち契約企業が決まったのは今回が初めて。



アメニティが命名権を取得した渋谷区立区役所前公衆便所



同社が命名権を取得したのは渋谷区役所近くの区立区役所前公衆便所。「区役所前トイレ診断士の廁堂(かわやどろ)」と命名し、正面に看板を掲げた。看板には同社のロゴマークを入れ、トイレ内に事業内容を紹介するポスターを掲示した。立地条件を考えると年十万円の命名権料は格安だが、改修や維持管理を手掛けるという同社の提案を区が受け入れた。

すでに汚れや臭気の除去、蛇口交換などの改修を約二百万円かけて実施した。今後、見回りを週

三回程度して汚れや破損があれば区に連絡する。適切な対処法を助言するほか、特殊な清掃用具の貸し出しもする。年三百万円程度の経費がかかるという。

アメニティはトイレ清掃の専門知識と技能を持つ「トイレ診断士」を認定し、商業施設や公共施設などのトイレを維持管理する事業を展開。全国に約六十のフランチャイズチェーン店を持つ。

渋谷区は二月、渋谷駅前や表参道など繁華街にある十四カ所のトイレの命名権の買い手を公募し、二十五件の応募があった。今回契約した以外の十三カ所では、他の企業と契約条件を詰めている。トイレごとに立地条件が異なるため契約料が変わる可能性がある。

都心の一等地に多くの公共施設を持つ同区は、収入増となる命名権を積極的に売り出している。区役所に隣接する渋谷公会堂は、サントリと四億円(五年間)で契約し「渋谷C.C. Lemonホール」に改名。渋谷駅近くの区立宮下公園も、スポーツ用品メーカーのナイキジャパン(東京・品川)と交渉を進めている。